

## ○大和川右岸水防事務組合契約規則

制 定 昭 45. 4. 1 規則 2

最近改正 令 5. 4. 1 規則 1

### 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
- 第 2 章 契約の参加資格（第 3 条—第 7 条）
- 第 3 章 契約方式別の手続
  - 第 1 節 一般競争入札（第 8 条）
  - 第 2 節 指名競争入札（第 9 条—第 10 条）
  - 第 3 節 随意契約（第 11 条—第 11 条の 2）
- 第 4 章 入札（第 12 条—第 22 条）
- 第 5 章 契約書及び契約保証金（第 23 条—第 31 条）
- 第 6 章 契約の履行
  - 第 1 節 契約上の権利（第 32 条—第 35 条）
  - 第 2 節 契約上の給付（第 36 条—第 39 条）
- 第 7 章 契約の変更及び解除（第 40 条—第 43 条）
- 第 8 章 補則（第 44 条）
- 附則

## 第 1 章 総 則

（趣 旨）

**第 1 条** 本組合において売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（契約事務の委任）

**第 2 条** 管理者の権限に属する契約で次の各号に掲げるものについては、その権限を事務局長に委任する。

- （1） 予定価格が 10,000,000 円をこえない工事その他の請負又は予定価格が 5,000,000 円をこえない物件労力その他の調達契約

- (2) 予定価格が 200,000 円をこえない不動産以外の物件の売払契約
- (3) 予定貸借料の総額又は年額が 700,000 円をこえない物件の借入れの契約
- (4) 予定貸借料の総額又は年額が 700,000 円をこえない財産の貸付の契約
- (5) 予定の補償金額 200,000 円をこえない損失の補償の契約

## 第 2 章 契約の参加資格

(入札に参加できない者)

**第 3 条** 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者は、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加することができない。

(入札参加共通資格)

**第 4 条** 請負又は買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、引き続いて 2 年以上その営業を行なっている者でなければならない。ただし、管理者において必要と認めるときは、別に入札参加者の資格を定めることがある。

(資格審査申請等)

**第 5 条** 請負又は買入れ、借入れその他の契約に係る入札に参加しようとする者は、管理者が指定する時期に入札参加審査申請書に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出し、資格審査の申請をしなければならない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者等でない旨の誓約書
- (2) 営業経歴書
- (3) 前年度における法人税又は所得税並びに市町村民税及び固定資産税に係る納税証明書
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、個人にあつては住民票記載事項証明書の写し
- (5) 前年度における決算報告書の写し又は確定申告書の写し
- (6) 営業又は事業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、免許証、許可証又は登録証の写し
- (7) 印鑑証明書

- (8) 前各号のほか管理者が指定する書類
- 2 有資格者（管理者が前項の申請に基づく審査の結果、前条の資格を有すると認めた者をいう。以下同じ。）が継続して資格審査の申請を行う場合においては、前項の規定により入札参加資格申請書に添付しなければならない書類のうち管理者において必要がないと認めるものの添付を省略することができる。
  - 3 管理者は、有資格者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成しなければならない。
  - 4 第1項の申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、有資格者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。  
(売払いの入札参加資格等)

**第6条** 売払いの入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請方法は、契約の目的物に応じて管理者が定め、あらかじめ公告する。  
(随意契約の参加資格)

**第7条** 契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合を除くほか、随意契約に参加することができない。

- 2 第3条の規定は、随意契約を行なう者について準用する。

### 第3章 契約方式別の手続

#### 第1節 一般競争入札

(公 告)

**第8条** 一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の5日前までに、急を要する場合においては3日前までに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公告期間については、建設業法第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間の定められているものにあつては、この限りでない。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札保証金に関する事項
- (4) 契約条項を示す場所

(5) 入札執行の日時及び場所

(6) 第20条第1項各号の1に該当する入札は、無効とする旨

(7) 前各号のほか入札について必要な事項

## 第2節 指名競争入札

(指名方法)

**第9条** 請負又は買入れ、借入れその他の契約について指名競争入札に付そうとするときは、有資格者名簿により事務局長が適当と認める者を3名以上指名するものとする。ただし、事務局長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(通知事項)

**第10条** 事務局長は、前条の規定により指名をした者に対して第8条各号(第2号を除く。)に掲げる事項を通知する。

## 第3節 随意契約

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

**第11条** 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	500,000円
(2) 前号以外の請負	300,000円
(3) 財産の買入れ	300,000円
(4) 物件の借入れ	200,000円
(5) 財産の売払い	200,000円
(6) 物件の貸付け	200,000円
(7) 前号に掲げるもの以外のもの	200,000円

(見積徴取)

**第11条の2** 随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

## 第4章 入札

(入札保証金の納付)

**第 12 条** 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、指名競争入札において落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるときは、事務局長は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項の入札保証金の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 組合財産売払入札保証金 見積価格の 100 分の 10 以上
- (2) 前号以外の入札保証金 見積価格（長期継続契約にあつては 1 年当たりの額に換算した額）の 100 分の 3 以上

(入札保証金の還付等)

**第 13 条** 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の入札者に対しては開札後これを還付する。

2 入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属等)

**第 14 条** 落札者が、正当な理由がなく事務局長が指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本組合に帰属する。

2 第 12 条第 1 項の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく事務局長が指定する期限までに契約を締結しないときは、落札金額（長期継続契約にあつては 1 年当たりの額に換算した額）の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収するものとする。

(入札保証金に代用した担保の処分)

**第 15 条** 有価証券で納付した入札保証金が本組合に帰属したときは、管理者が適当と認める方法により、これを処分し清算する。

(売払い又は貸付けの申込保証金)

**第 16 条** 前条の規定は、随意契約による組合財産の売払い又は貸付けの申込保証金（以下「申込保証金」という。）について準用する。

2 契約の相手方が契約を結ばないこととなるおそれがないと認めるときは、事務局長は、申込保証金の全部又は一部を免除することができる。

(入札方法)

**第 17 条** 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若し

くは見本を確認のうえ、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その納付済証を入札書に添付しなければならない。

- 2 前項の入札は、指定場所に出席して指定時間内に行わなければならない。
- 3 代理人より入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

(予定価格の決定)

**第 18 条** 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

- 2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(予定価格等の準備)

**第 19 条** 入札に付する事項については、その予定価格を、特に最低制限価格を定める必要がある事項については、その予定価格及び最低制限価格を記載して密封し、開札の際、開札場所に備えておくものとする。

(入札の無効)

**第 20 条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は第 17 条第 3 項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- (2) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (3) 入札者の記名押印がない入札
- (4) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (6) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (7) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

(8) 入札に関し不正な行為を行なった者がした入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

2 入札の効力は、事務局長が決定する。

(入札の中止等)

**第 21 条** 事務局長は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(再度入札)

**第 22 条** 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに出席入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、その入札保証金が所定の額に達しない者もこれに参加することができる。

2 落札者が契約を締結しない旨の申出をしたときは、他の入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第 8 条の規定によらないことができる。

## 第 5 章 契約書及び契約保証金

(契約の確定)

**第 23 条** 本組合から落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、事務局長が指定する期限までに契約書に記名押印のうえ、事務局長が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。この場合において、契約保証金又は保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は保証人を立てなければならない。

2 第 4 項の規定により契約が確定する前において、落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により不適當であると認められるときは、管理者又は事務局長は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定による契約締結の手続きを怠ったときは、その者に係る落札又は契約の決定は無効とする。

4 契約は、管理者又は事務局長が第 1 項の規定により提出された契約書に記名押印したときに確定する。

- 5 契約書は、管理者又は事務局長及び本組合と契約をした者（以下「契約者」という。）並びに保証人を要するときは、保証人が各一通を保管する。
- 6 請負の契約者は、契約書提出後遅滞なく、内訳明細書及び工程表その他事務局長が必要と認める書類を提出しなければならない。

（契約書の記載事項）

**第 24 条** 契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- （1）契約履行の場所
- （2）契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- （3）監督及び検査
- （4）履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- （5）危険負担
- （6）契約不適合責任
- （7）第 38 条の 2 に規定する事項
- （8）契約に関する紛争の解決方法
- （9）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、建設業法第 2 条第 1 項に定める建設工事（以下「建設工事」という。）の請負契約にあつては、契約書（契約約款を含む。）に記載する事項は、同法第 19 条第 1 項各号及び前項第 7 号に掲げるものとする。

（契約書作成の省略）

**第 25 条** 次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- （1）有資格者による指名競争入札若しくは随意契約において契約金額 300,000 円以下の請負契約（建設工事の請負契約を除く。）又は物品の買入契約をするとき
- （2）物品を売り払う契約において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき

- (3) 前各号に定めるもののほか、随意契約（不動産に係るものを除く。）による場合において事務局長が契約書を作成する必要がないと認めるとき
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、落札者又は相手方が記名押印した請負書、見積書その他の文書をもって契約書に代用するものとする。
- 3 第23条第5項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(仮契約書の交換)

**第26条** 管理者は、組合議会の議決に付すべき契約を結ぼうとするときは、当該契約について組合議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を交換するものとする。

(契約保証金の納付等)

**第27条** 本組合と契約をしようとする者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事務局長は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 指名競争入札、随意契約又はせり売りにより契約を締結する場合において、契約をしようする者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (2) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
- 2 事務局長が必要と認める契約については、契約を締結しようとする者に确实な保証人を立てさせなければならない。
- 3 第1項の契約保証金の種類及び額は、次のとおりとする。
- (1) 一般競争入札に付した場合 契約金額（長期継続契約にあつては1年当たりの額に換算した額）の100分の10以上
- (2) 指名競争入札に付した場合又は随意契約による場合 契約金額の100分の5以上
- 4 組合財産の売り払いの契約に係る契約保証金の額は、前項の規定にかかわらず、第12条第2項第1号に掲げる額とする。この場合において、「見積価格」とあるのは、「契約金額」と読み替える。

(契約保証金による充当)

**第 28 条** 契約保証金は、契約において特別の定めをする場合を除き、延滞損害金の納付を遅延したときに充当するほか、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

2 前項の規定による充当により、契約保証金の不足を生じたとき又は充当によってもなお不足金額があるときは、これを追納させるものとする。

(契約保証金の還付等)

**第 29 条** 契約保証金は、契約者がその債務を履行した後、これを還付する。

(契約保証金の帰属)

**第 30 条** 第 42 条の規定により契約を解除したときは、契約により契約保証金は、その全部又は一部を本組合に帰属させることができる。契約者の責めに帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

(契約保証金に代用した担保の処分)

**第 31 条** 第 15 条の規定は、契約保証金について準用する。

## 第 6 章 契約の履行

### 第 1 節 契約上の権利

(権利義務の譲渡等の制限)

**第 32 条** 契約者は、契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、本組合の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負の契約者は、契約の目的物又は検査済材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、本組合の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(減価採用)

**第 33 条** 給付の目的物に僅少の不備な点がある場合で、その使用上重大な支障がないと認められ、かつ、期限その他の条件から交換、手直し等が困難と認められるときは、相当の価額を減価のうえ、これを採用することがある。

2 債務の履行を遅延した場合において前項の規定によりその目的物を採用したときは、延滞違約金は、減価後の価格により算定する。

## 第 34 条 削除

(監督及び検査を担当する職員の指定)

**第 34 条の 2** 事務局長は、請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督（以下「監督」という。）を担当する職員及び請負又は買入れその他の契約についての給付の完了の確認のための必要な検査（以下「検査」という。）を担当する職員を指定しなければならない。

2 前項の規定により指定された職員に事故があったとき又は当該職員が欠けたときは、事務局長は、速やかに指定を変更し、又は新たに指定しなければならない。

(監督の方法)

**第 34 条の 3** 前条の規定による監督を担当する職員（以下「監督職員」という。）は、立会い及び指示の方法によるほか、必要に応じて工程の管理、履行途中における工事製造等の使用材料の試験その他の方法により監督を行うものとする。

(監督の結果)

**第 34 条の 4** 監督職員は、監督の結果を随時事務局長に報告しなければならない。

2 事務局長は、必要と認めるときは、監督の結果を管理者に通知するものとする。

(検査の方法)

**第 34 条の 5** 第 34 条の 2 の規定による検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）は、必要に応じて監督職員の立会いを求めて給付の内容若しくは数量を検査し、又は給付の目的物について破壊、分解若しくは試験により検査するものとする。

2 契約者又はその代理人は、前項の検査に立ち会わなければならない。

(検査における不合格)

**第 34 条の 6** 検査の結果、不合格と判定されたときは、契約者は、自己の費用をもって、遅滞なく、取りこわし、撤去、取替え又は修補等の必要な処置をとらなければならない。

- 2 契約者又はその代理人が正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、契約者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査調書)

第 34 条の 7 検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。

- 2 前項の検査に係る契約の代金は、検査調書に基づかなければ支払うことができない。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず契約金額が 300,000 円以下の契約で事務局長が検査調書を作成する必要がないと認めるものについては、これを省略することができる。ただし、納品書又は工事の完了届書等にその旨を記載し、検査を行なった職員が記名押印するものとする。

(監督又は検査を委託した場合の確認)

**第 35 条** 本組合の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせたときは、受託者の行った監督又は検査の結果について、事務局長は、その監督又は検査に立ち会った職員に確認調書を作成させなければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

## 第 2 節 契約上の給付

(目的物の引渡し)

**第 36 条** 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあつては、完成検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び買入の契約（不動産に係るものを除く。）にあつては、引渡場所において完納検査に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。

- 2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分引渡し)

**第 36 条の 2** 契約の目的物について、本組合があらかじめその全部の完済又は完納に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、当該指定部分について、第 33 条、第 38 条及び第 39 条の規定を準用する。この場合において、第 38 条中「契約金額」とあるのは、「指定部分に相応する契約金額」と読み替える。

(休日にあたる履行期限)

**第 36 条の 3** 契約の履行期限が本組合における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日の最終日の翌日）まで期限を延長したものとみなす。ただし、履行期限が年度の末日に当たるとき又は契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

(部分払い)

**第 37 条** 工事その他の請負の既済部分又は物品の既納部分に対しては、完済前又は完納前にその代価の一部又は全部を支払うことがある。

2 前項の規定による支払い（以下「部分払い」という。）の額は、工事その他の請負についてはその既済部分に対する代価の 10 分の 9、物品についてはその代価の額をこえることができない。ただし、性質上可分の工事その他の請負に係る契約については、当該既済部分に対する代価の全額まで支払うことがある。

3 事務局長が必要と認めるときは、部分払いの対象となる工事その他の請負に係る物件について契約書に本組合を受取人とする損害保険契約をさせることができる。

(延滞違約金)

**第 38 条** 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が、請負、買入れ、借入れその他の契約に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率に乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 前項の場合において、第 36 条の 2 の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。

3 事務局長において必要と認めるときは、第 1 項の規定にかかわらず契約において特に違約金の額を定めることができる。

4 第 1 項に規定する延滞違約金の総額が 100 円未満のものについては、これを免除する。

5 延滞違約金は、契約者に対する支払代金又は契約保証金から差し引くこと

ができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

**第 38 条の 2** 請負契約又は買入れ、借入れその他の契約の契約者（以下「契約者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、本組合に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額（長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下本条において同じ。）の 100 分の 20 に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

(1) 契約者が、当該契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下独占禁止法という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下納付命令という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等（請負等の契約者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき

(3) 確定した排除措置命令等において、請負等の契約者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（当該契約が示された場合を除く。）に、当該契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき

(4) 請負等の契約者又は請負等の契約者の役員若しくは使用人が、当該契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき

2 前項の場合において、請負等の契約者が当該契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 6 条第 1 号の規定に違反する行為又は請負等の契約者若

しくは請負等の契約者の役員若しくは使用人が当該契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により本組合が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、本組合は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求するものとする。

- 3 第1項の規定により請負等の契約者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から当該契約において定める利率による利息を付さなければならない。
- 4 前項の利率は、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項から第5項までの規定による法定利率を下回ることができない。

## 第39条 削除

### 第7章 契約の変更及び解除

（契約者の請求による履行期限の延長）

**第40条** 契約者は、災害その他正当な理由により契約の履行が遅延するおそれがあるときは、直ちにその理由を事務局長に申し出て履行期限の延長を求めなければならない。

（契約変更等）

**第40条の2** 契約締結後災害その他やむを得ない理由により契約の変更若しくは解除又は履行の中止（以下「契約変更等」という。）を必要とするときは、管理者又は事務局長は遅滞なく、契約者に対して契約変更等を求めるものとする。

（契約者の契約変更等の申出）

**第41条** 前条に規定する場合を除くほか、契約者がやむを得ない理由により契約変更等を申し出たときは、管理者又は事務局長は、諾否を決定し、契約者にこれを通知しなければならない。

（契約変更等の承諾）

**第41条の2** 前3条の規定により契約変更等を行う場合においては、契約者は、遅滞なく契約変更等に係る承諾書を提出しなければならない。

（契約金額の変更に代える契約内容の変更）

**第 41 条の 3** 事務局長は、第 41 条の規定により契約金額を変更することになった場合において、特別の理由があるときは、契約金額の変更の全部又は一部に代えて契約内容を変更することができる。

(組合の解除権)

**第 42 条** 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者又は事務局長は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき
- (4) 契約事項に違反したとき

(契約解除時の処理)

**第 43 条** 前条の規定により契約を解除したときは、管理者又は事務局長の選択により、契約者の費用で済納部分の取除き又は搬入材料若しくは既成物品の引取りをさせ、又は管理者若しくは事務局長の認定による金額を交付し、既成部分等を本組合に帰属させるものとする。

- 2 前項の規定は、契約が無効又は履行不能となった場合にこれを準用する。
- 3 前 2 項の場合において延滞違約金その他の損害金があるときは、交付代金からこれを差し引くことができる。

## 第 8 章 補 則

(施行の細目)

**第 44 条** 様式その他この規則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭 50. 9. 1 規則 1)

- 1 この規則は、昭和 50 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に締結された契約については、この規則による改正後の契約規則第 25 条第 1 項、第 36 条の 2、第 38 条第 1 項及び第 2 項並びに第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（昭 60. 12. 1 規則 1）**

- 1 この規則は、昭和 60 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則（平 20. 2. 1 規則 1）**

- 1 この規則は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

**附 則（平 23. 12. 26 規則 3）**

- 1 この規則は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則（令元. 11. 1 規則 4）**

- 1 この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

**附 則（令 5. 4. 1 規則 1）**

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。